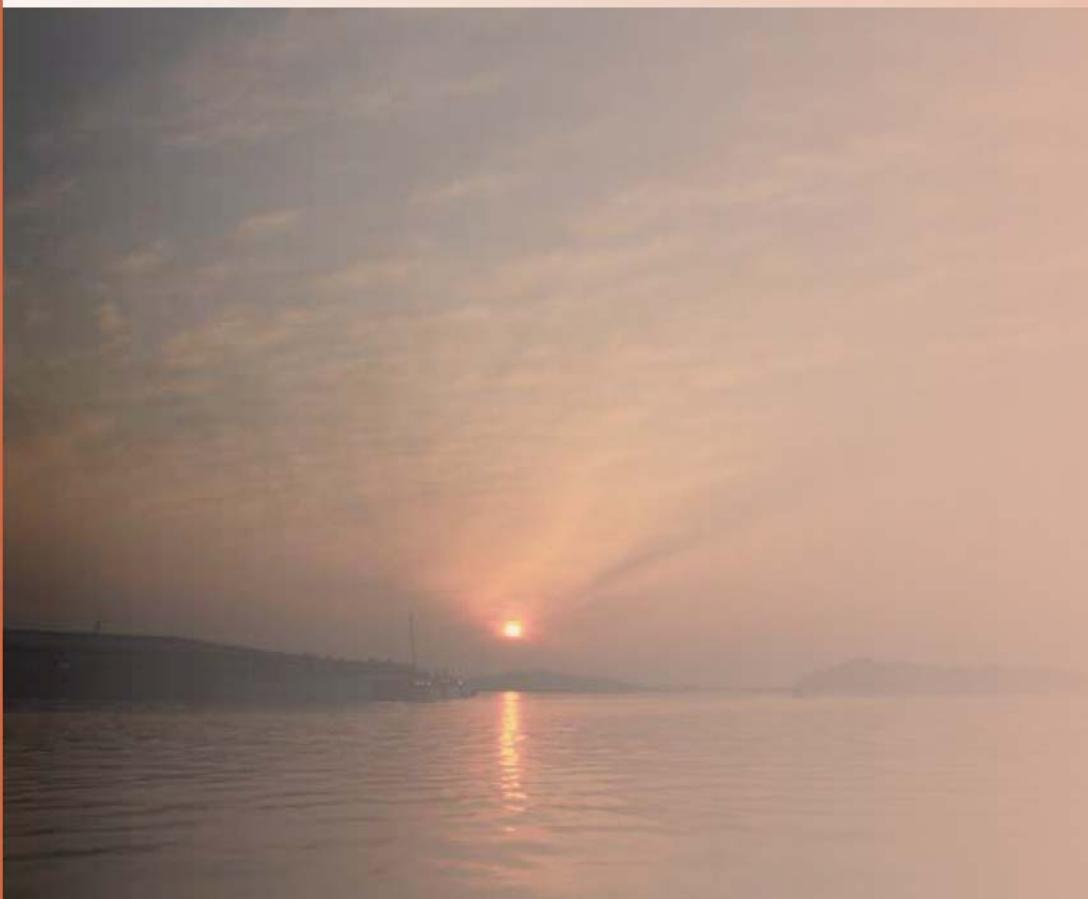


第1章

計画の目的・位置付け

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の策定体制
- 4 計画の見直し
- 5 計画の推進



第1章 計画の目的・位置付け

1 計画策定の目的

本市の景観に関する取り組みとしては、平成3年に「北浜沢乙線整備関連都市景観形成基本計画」を策定し、門前町らしい道路修景や街並みづくりを行いました。また、平成5年に「塩竈の景観を守り育てる条例」を制定し、魅力ある歴史と風土のまちとすることを目的として景観の形成に必要な事項を定めて、一定の高さを有する建築物及び工作物に対する事前届出制度を設けています。

平成16年には、まちづくりのための様々な資源を活用し、「地域が考え、市民自ら考え、行動する」塩竈ヴェネツィア計画をまとめ、平成17年からは「都市再生整備計画」により、地域の魅力向上を目指した事業に取り組んでいます。

本計画では、これらの景観に関する計画や条例を踏まえた上で、景観法を活用しながら、景観形成に関する施策を推進します。

また、美しく風格のある市域の形成、質の高い豊かな生活環境の創造を図るとともに、歴史的・文化的資源の価値の向上、都市の発展に向けた定住人口の確保と交流人口の拡大に資する景観形成を目指します。

さらに、震災復興計画を踏まえた復興事業に対して、景観形成の考え方を付与するとともに、安全・安心でより良い街並みの再生に寄与することを目的とします。

そして、市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進するために、本計画では市民の意見等を反映して、本市における景観づくりの目標を定め、基本方針や景観形成基準等を明らかにし、景観形成の取り組みの指針を示します。



マリンゲート塩釜



花祭（表参道）



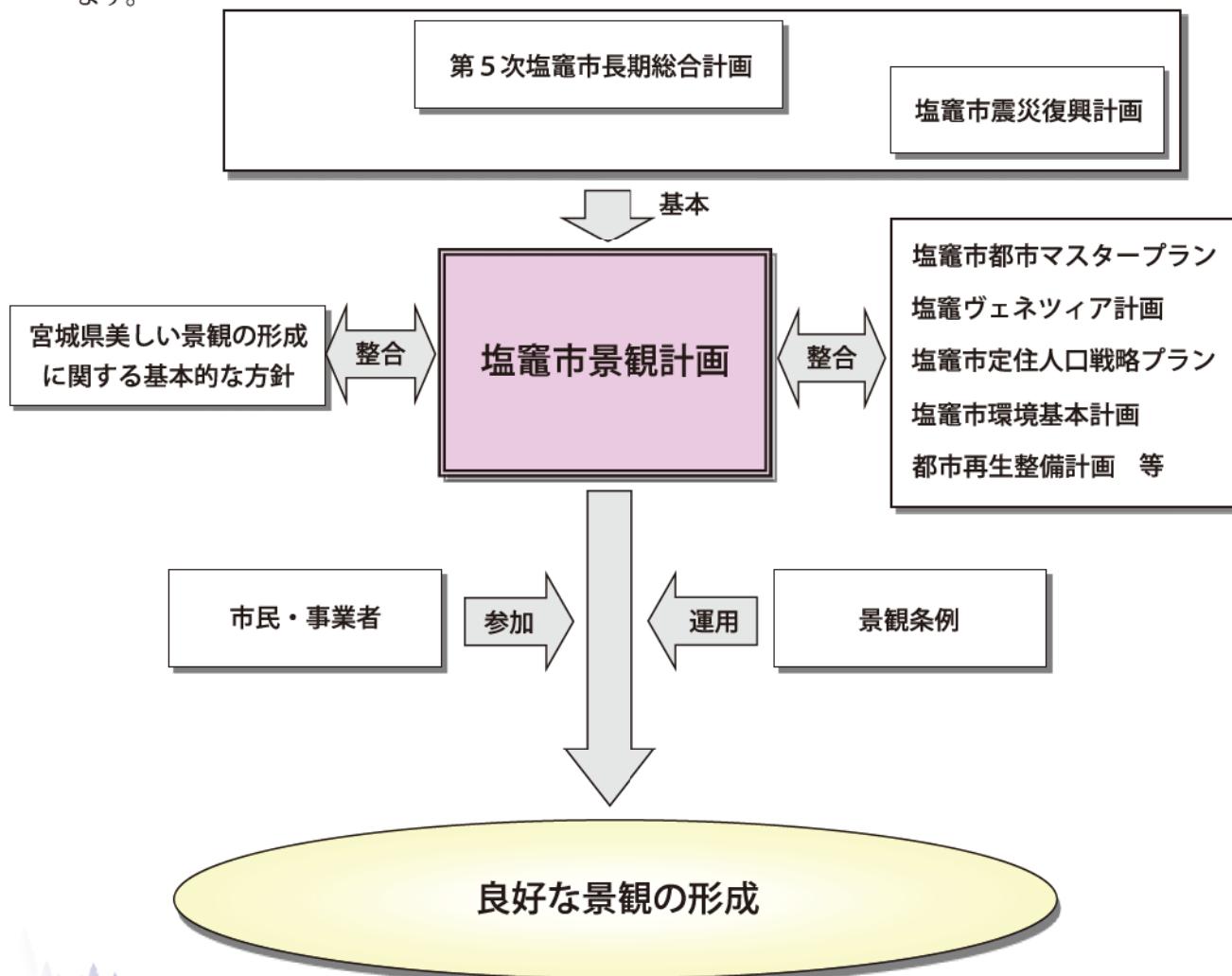
イベントでの人力車

旧日本塩釜駅付近
昭和 52 年頃現在
壹番館

2 計画の位置付け

本計画は、塩竈市の上位計画である「第5次塩竈市長期総合計画」と「塩竈市震災復興計画」を基本とし、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」や関連計画である「塩竈市都市マスタープラン」、「塩竈ヴェネツィア計画」、「塩竈市定住人口戦略プラン」、「塩竈市環境基本計画」、「都市再生整備計画」等の内容と整合を図ります。

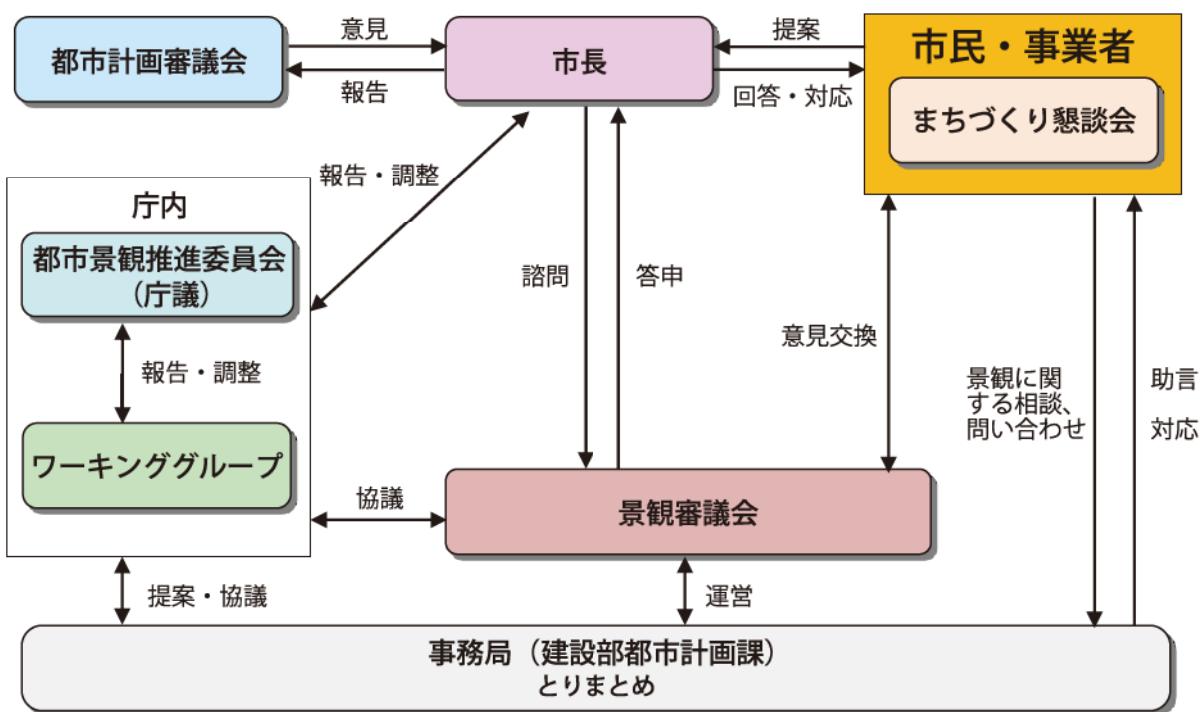
また、市民・事業者の参加を基本として、景観条例を運用しながら、良好な景観の形成を目指します。





3 計画の策定体制

本計画の策定体制としては、庁内に「ワーキンググループ」を立ち上げて、「都市景観推進委員会（庁議）」に報告・調整を行いながら、検討を進めてきました。また、学識経験者及び市内関係団体代表者等からなる「景観審議会」と協議を行いつつ、まちづくり懇談会等を開催して市民とも意見交換を行いました。そして、都市計画審議会からの意見聴取を経て、平成28年3月に景観審議会より「塩竈市景観計画(案)」の答申を受け策定しました。



4 計画の見直し

計画内容に新たな事項を追加する場合や、上位計画及び関連計画の見直しなどにより、計画内容を変更する必要がある場合には適宜見直しを行います。

5 計画の推進

計画に基づき良好な景観形成を推進するためには、市民や事業者と協働して取り組む必要があります。そのため、景観に関する相談、問い合わせ先を塩竈市産業建設部まちづくり・建築課とします。